

特定非営利活動法人 日本医師事務作業補助者協会

謝金細則

第3版

発行日：令和4年8月1日

発行：協会事務局

配布先：理事会

(目的)

第1条 この細則は、定款55条の規定に基づき、本法人が行う事業のために講演を依頼し、専門的助言を受け、もしくは研究協力を依頼した場合に、その対価として支払う謝金等（以下、諸謝金という）の支払いについて定めることを目的とする。

(適用する会計原則)

第2条 諸謝金の支出にあたっては、特定非営利活動促進法第27条各号、定款第42条の定めるほか、特定非営利活動法人会計基準の定めるところによって、行うものとする。

2 諸謝金の支出にあたっては、厚生労働科学研究費補助金取扱細則（以下、取り扱い細則という）に定める金額を目安とし、社会通念に沿ったものとしなければならない。

(講演、討論または専門的助言に対する謝金)

第3条 講演、討論または専門的助言の謝金は、次の通りとする。

- (1) 教授、病院長、または相当者 : 1時間につき 9,300 円 (税別)
- (2) 准教授、副院長または相当者 : 1時間につき 7,700 円 (税別)
- (3) 講師または病院の部門の長 : 1時間につき 5,100 円 (税別)
- (4) 上記以外の者 : 上記を超えない範囲で理事長が別に定める。

2 前項の時間の算定においては、講演、討論等を行っている時間に、当該会議における実質的な拘束時間を加えることができる。

(研究協力に対する謝金)

第4条 研究協力に対する謝金は、1回につき 1,000 円とする。

(端数の処理)

第5条 第3条に基づいて謝金を支払う場合、その端数を処理するため、5,000 円を超えない範囲において適宜増額または減額して支払うことができる。

(雑則)

第6条 本細則の定めのない事項については、取扱細則を踏まえて理事長が決定する。

附則

この細則は、平成24年11月1日より施行する。

第2版 平成27年9月11日

第3版 令和4年8月1日

様式第1号 (第3条、第4条)

# 領 収 証

令和 年 月 日

特定非営利活動法人  
日本医師事務作業補助者協会 御中

金 円

謝金として、上記の金額を領収しました。

(但し、源泉税として 円 お預かり)

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(直筆で署名した場合は押印を省略できます)

出張理由： (催事名・会議名を記載すること)

摘 要： 第3条第1号 第3条第2号 第3条第3号 第4条  
第5条 ( )